

## 厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 機能強化加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 時間外対応加算 3
- 地域包括診療加算
- 小児運動器疾患指導管理料
- 二次性骨折予防継続管理料 3
- がん治療連携指導料
- 運動器リハビリテーション料(II)
- 酸素の購入単価

(2024年11月1日時点)